

～車の登録を代行なさる方へ～

平成 20 年 5 月 1 日の法律改正より車の登録にかかる住民票の写し等の取得は申請者本人によるものとされ、代理人が窓口に来る場合は申請者本人の委任状と申請者本人の本人確認書類が必要となりました。申請者の委任状、申請者の本人確認書類、窓口に来る代理人の本人確認書類をお持ちいただくことが原則ですが、以下の取扱いも同等と認めます。

1 必要なもの

(1) 印鑑登録証明書を申請者本人の本人確認書類とみなす方法

- ・申請者本人がすべて記入、署名し、印鑑登録してある印鑑を押印のうえ、代行する担当者個人に委任した委任状
- ・押印された印鑑に係る印鑑登録証明書
- ・窓口に来る委任を受けた担当者の本人確認書類

(2) 契約書、自動車売買契約書、自動車登録申請に関する委任状を申請者本人の本人確認書類とみなす方法

- ・申請者本人がすべて記入、署名又は記名押印のうえ、代行する担当者個人に委任した委任状
- ・「契約書」、「自動車売買契約書」、「自動車登録申請に関する委任状」のいずれか1部
- ・窓口に来る委任を受けた担当者の本人確認書類
- ・契約書に明記された事業所の社員であることを証する書類（社員証、健康保険証、事業所からの委任状等）

※ 障がい者等を搭乗させるための自動車税等の減免申請に必要な住民票の写しは、委任状に「続柄入りの世帯全員の住民票の写し」というように具体的な住民票の作り方を明記いただくように申請者にお伝えください。

2 本人確認書類（すべて有効期限内のものに限る）①は1点以上、②は複数必要

① 1点で確認できるもの

- ・運転免許証 ・旅券 ・写真付き住民基本台帳カード ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証
- ・運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降発行のもの）
- ・在留カード ・特別永住者証明書 ・一時庇護許可書 ・仮滞在許可書
- ・戦傷病者手帳 ・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状
- ・猟銃・空気銃所持許可証 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・耐空検査員の証
- ・特殊電気工事資格者認定証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書
- ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証
- ・国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書（本人の写真が貼付されたものに限る）

② 複数必要なもの（A + A）又は（A + B）の組合せによる

A	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証 ・共済組合員証・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ・医療受給者証・共済年金若しくは恩給の証書 ・写真無し住民基本台帳カード・交付申請書上に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 等
B	<ul style="list-style-type: none">・学生証 ・法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）・国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証又は資格証明書（①に掲げる書類を除く。）

※何か御不明な点がございましたらこちらへお問合せ下さい。

岡崎市市民生活部市民課証明窓口班 0564-23-6528